

平素は工業会の活動にご理解とご協力賜り誠にありがとうございます。

現在、オミクロン株の流行が猛威を振るい身近な家族や社員が感染して、お仕事にも多大な影響が発生することが懸念されておりますが、皆様に於かれまして大丈夫でしょうか。影響が及ばないことを祈るかぎりです。

## ◎「プラスチック資源循環促進法」(プラ新法) 関係

1月21日に事務局より会員の皆様にメール配信を行いましたように令和4年1月14日に「プラスチック資源循環促進法」の施行令および告示が閣議決定され、19日付で発布されました。

(詳細は、<https://www.env.go.jp/press/110432.html> をご参照ください)

上記施行令および告示に関し、「再商品化」について環境省、経済産業省と細部確認を行った結果をお知らせします。「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」告示第二号(別紙9参照)四の1地方公共団体の取組(P18~19)で以下のように定められています。

「なお、分別収集物の再資源化にあたっては、容器包装廃棄物の発生の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(平成十八年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第十号)五1(4)に規定する方策に準じて実施するものとする」

上記にある告示第十号五1(4)は、「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(公布日:平成18年12月1日)」において以下のように定められています。

(当告示、<https://www.env.go.jp/hourei/11/000617.html> 参照してください)

「五1(4) プラスチック製の容器包装 プラスチック製の容器包装(ペットボトルを除く。)の再商品化にあたっては、まず、ペレット等のプラスチック原料、プラスチック製品、高炉で用いる還元剤、コークス炉で用いる原料炭の代替物、炭化水素油、水素及び一酸化炭素を主成分とするガス等の製品の原材料としての利用を行い、それによって円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用する。当該燃料の利用にあたっては、環境保全対策等に万全を期しつつ、特に高度なエネルギー利用を図ることとする。」(上記条文の下線部分は、工業会が追記)

「プラスチック資源循環促進法」(プラ新法)の第二条第八項第一号

「この法律において「再商品化」とは、次に掲げる行為をいうものとすること。

(一) 分別収集物について、製品(燃料として利用される製品にあつては、政令で定めるものに限る。)」

「政令第二十五号」(別紙1参照)

「第一条プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「法」という。)第二条第八項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとする。

一、分別収集物を圧縮し、又は破砕することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの

例) 高炉還元剤、コークス炉で用いる原料炭の代替物

二、炭化水素油

例) コークス炉化学原料化・油化・モノマー化含む

三、水素及び一酸化炭素を主成分とするガス

例) ガス化」(上記条文の下線部分は、工業会が追記)

上記のようになりますので、ご不明の場合は業所管省にご確認願います。

### ◎東北大学大学院環境科学研究科アンケート関係

昨年12月に正会員の皆様にご協力頂きました、東北大学大学院環境科学研究科アンケートにつきましては、3月までに取りまとめを行い4月以降で情報を共有させて頂けることになりました。年末繁忙期ご協力を頂き誠にありがとうございました。(36/69社回答)

簡単ではありますがアンケートの一部抜粋のご案内になります。

- ① 製品仕様; コークス・Aを合わせると8割で、B・Cは各1割で20mm以下が約3割で7割が30~40mmでした。又6割事業者が単一グレードのみ生産で、2, 3品種生産は各2割となります。
- ② 原料由来の特性: ポリオレフィンを主にナイロン、PET, ウレタン、PSが利用され、BC品は容プラ残渣等塩ビ混入品も原料使用している。禁忌品では機械・設備の損傷や事故に繋がる、金属・不燃物・電池等は各社規定していて、品質影響ではガラス繊維、塩ビ、フッ素樹脂、アルミ箔等があった。原料調達では近隣30~50km範囲が多く、遠方からの集荷も見受けられた。
- ③ 利用先: 製紙会社が最も多く、化学メーカー、石灰・セメント、鉄鋼、廃棄物ボイラーの助燃材と各分野での利用がなされている。製品輸送距離も100km圏内が多く1000kmを超えるような場合は船舶を利用している。炉形式については循環流動床が多く、ストーカー炉、キルン炉が挙げられていた。
- ④ GHG排出量把握; 事業活動全体13社、製造時9社、製品輸送時2社、原料回収時1社となりました。

最近、RPFに関する問い合わせが事務局に多く寄せられており、このような調査をすることで実態把握に繋がり、正確な情報提供が可能なのだと思います。又、プラ法関連で廃プラの処理先のお問い合わせの際に的確な会員企業様の紹介に繋がれるよう今後は調査内容も検討して参りますので引き続きご協力の程お願い申し上げます。

◎令和4年4月1日より施行される「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正では、2020年秋に宣言された2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置づけるとともに、その実現に向けて地域の再エネを活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を定めました。脱炭素経営の推進に向けた企業の温室効果ガス排出量を算定・報告・公表が求められる。(特定事業者等の条件) 燃料販売先からも求められることが想定されますので、今後、改正温対法に係る勉強会の開催も企画したいと考えております。

### ≪編集後記≫

先日、事務局長橋様とメールのやり取りの中で、今の状況を言い表したことなのかと思いました。

石原慎太郎の訃報が報じられました。テレビでの報道を見ている中で、「歴史の十字路口に立てたことは、物書きとして、政治家として」の言葉が印象に残りました。(長橋)

私共は物書きでも政治家でもないですが、新しくプラ法や改正温対法の施行という歴史の十字路口に立っている当事者です。今までも、廃棄物処理業界は新しい法律が出来れば、環境変化に柔軟に対応してきた歴史があります。この度の歴史的な十字路口に於いても、今までのように柔軟に且つ積極的に行動し邁進されることと思われま。プラ法制定に当たって、RPFは地産地消モデルを推進し、より環境負荷低減と経済的合理性に繋がることを業所管省に訴え続けて参りました。結果的に分別収集物に於いては容器包装リサイクル法の制度から抜け出すことが出来ず、非常に忸怩たる思いをいたしました。決してあきらめず、これからも現場・現物・現実の中にいる私共が橋渡しになって、官僚の方々が理解して貰えるよう訴え続けて行きたいと、切に思った次第です。

(文責; 総務広報委員長 田墨啓治)